

三重県新地震・津波対策行動計画 実績レポート

～ 中間評価 ～



平成28年6月

目 次

1	中間評価	1
2	これまでの取組結果（成果）と今後の課題、及び今後の取組方向	3
	【災害予防・減災対策】	
	施策 1 県民の防災行動の促進	3
	施策 2 防災人材の育成・活用	5
	施策 3 防災教育の推進	7
	施策 4 災害時要援護者への支援（予防対策）	8
	施策 5 地震・津波に強いまちづくりの推進	10
	施策 6 重要施設の耐震化	12
	施策 7 安全な避難空間の確保	14
	施策 8 企業防災活動の促進	15
	施策 9 産業保安の確保	16
	【発災後対策】	
	施策 10 災害対策本部の機能強化	17
	施策 11 災害時の情報収集・伝達体制の強化	19
	施策 12 緊急輸送の確保と孤立の解消	21
	施策 13 広域応援・受援体制の整備	22
	施策 14 医療救護体制の充実	24
	施策 15 市町防災力の向上に向けた支援	26
	施策 16 災害時要援護者への支援（応急対策）	27
	施策 17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	28
	施策 18 避難対策・帰宅支援対策の強化	29
	施策 19 避難生活の支援体制の充実	31
	【復旧・復興対策】	
	施策 20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	32
	施策 21 ボランティア活動支援体制の充実	34
	施策 22 被災者の生活再建支援	35
	施策 23 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備	36

1 中間評価

(1) 計画の進行管理

本計画では、各行動項目の進捗状況について毎年度実績レポートにより進行管理するとともに、「みえ県民力ビジョン 第一次行動計画」の最終年度（27年度）にあわせて中間評価を行います。

(2) 中間評価

① 計画全体の進捗率

平成27年度末時点における計画全体の進捗率は、別表のとおり93.4%となりました。本計画に掲載しているすべての行動項目（192項目）について進捗率を算出し、それらの平均値を本計画の進捗率としています。

② 施策別の進展度

施策別の進展度は、別表のとおりです。23施策中ほとんどの施策で取組が進みましたが、「4 災害時要援護者への支援（予防対策）」、「16 災害時要援護者への支援（応急対策）」、「21 ボランティア活動支援体制の充実の対策」等の施策では、あまり進展がみられませんでした。

(3) 取組成果と課題

- ① 災害予防・減災対策については、住宅や公共施設の耐震化、「みえ防災・減災センター」による防災人材の育成、防災教育、災害時要援護者支援（予防対策）、各地域における住民一人ひとりの津波避難計画の作成などに取り組んできました。

今後は、住宅の耐震化の促進や住民一人ひとりの津波避難計画の未実施市町への展開、育成した防災人材の活用、災害時要援護者の個別支援計画作成などの予防対策を実施する必要があります。

- ② 発災後対策については、訓練の実施等による災害対策本部の機能強化、緊急輸送の確保と孤立対策の実施、応援・受援体制の整備、医療救護体制の充実などに取り組んできました。

今後は、広域防災拠点の整備や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進などに取り組んでいく必要があります。

- ③ 復旧・復興対策については、水道施設等の耐震化などのライフライン対策や各市町における災害廃棄物の処理計画の策定などの生活環境対策、住宅相談体制の構築、雇用支援、経営再建支援などの生活再建支援対策、「三重県復興指針」の策定など復興に向けての準備に取り組みました。

今後は、ボランティアの円滑な受け入れ対策を始めとする受援体制の整備や水道施設等の耐震化を引き続き進めることなどに取り組んでいく必要があります。

(別表) 新地震・津波対策行動計画の進捗率及び施策別進展度

※各施策内の行動項目の進捗率を算出、それらの平均値を進捗率としている。

施策の柱	施策番号	施策項目	進展度	進捗率
計画全体			B	93.4%
災害予防・減災対策	1	県民の防災行動の促進	B	89.4%
	2	防災人材の育成・活用	B	87.8%
	3	防災教育の推進	C	83.0%
	4	災害時要援護者への支援（予防対策）	C	79.0%
	5	地震・津波に強いまちづくりの推進	B	98.3%
	6	重要施設の耐震化	B	87.3%
	7	安全な避難空間の確保	B	90.7%
	8	企業防災活動の推進	A	100.0%
	9	産業保安の確保	A	100.0%
発災後対策	10	災害対策本部の機能強化	B	98.8%
	11	災害時の情報収集・伝達体制の強化	B	97.3%
	12	緊急輸送の確保と孤立の解消	B	98.5%
	13	広域応援・受援体制の整備	B	93.5%
	14	医療救護体制の充実	B	91.6%
	15	市町防災力の向上に向けた支援	B	89.7%
	16	災害時要援護者への支援（応急対策）	C	80.0%
	17	男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	B	86.9%
	18	避難対策・帰宅支援対策の強化	B	87.2%
19	避難生活の支援体制の充実	B	89.0%	
復旧・復興対策	20	ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	B	94.0%
	21	ボランティア活動支援体制の充実	C	71.6%
	22	被災者の生活再建支援	B	99.5%
	23	地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備	B	91.2%

※ 進展度について

進展度の区分	行動項目の進捗率
A. 進んだ	100%
B. ある程度進んだ	85%以上100%未満
C. あまり進まなかった	70%以上85%未満
D. 進まなかった	70%未満

2 これまでの取組結果(成果)と今後の課題、及び今後の取組方向

施策1 県民の防災行動の促進

※●印の行動項目は、計画の第6章「選択・集中テーマ」に掲げた重点行動項目。以下、同じ。

- 住宅の耐震化の促進
- 家具固定、転倒防止対策の促進
 - ガラス飛散防止対策の促進
 - ブロック塀の耐震対策の促進
- 部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討
 - 出火防止対策につながる啓発活動の実施
 - 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討
 - 個人備蓄の促進に向けた啓発活動の展開
- 津波避難に関する三重県モデルの促進
 - 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施
 - 家庭の耐震化につながる防災教育の実施
 - みえの防災大賞の実施
 - 地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進
 - 出前トーク等による住民への周知啓発
 - 体感・体験型の防災啓発の実施
 - マスメディアを活用した防災啓発の実施
 - 「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発の強化
 - 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施
 - 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施
- 地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

住宅の耐震化の促進については、木造住宅の耐震診断や耐震補強工事等に対する補助事業を実施し、さらに各家庭への戸別訪問を行いました。耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。さらなる耐震化の促進のためには、防災全般の取組の中での普及啓発や、耐震診断を終えた方に直接、補強工事を促す取組が必要です。家具類の固定・転倒防止対策については、全市町で実施され、

県は、地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者避難対策推進事業により、市町を支援しました。

また、自主的な防災活動を行っている団体を表彰する「みえの防災大賞」を毎年度実施し、事例集の作成や防災啓発番組で受賞団体の取組紹介をするなど、さらなる自主防災活動の活性化につなげるための取組を行いました。

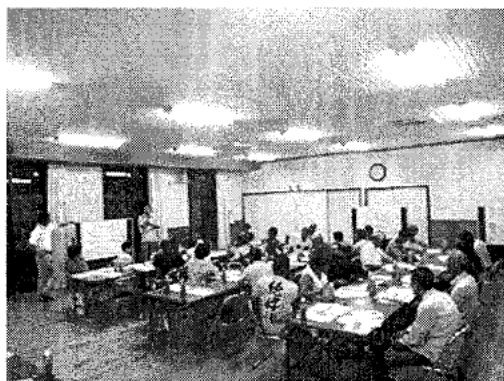
防災啓発については、マスメディアを活用した防災関連の情報発信を行うとともに、各種防災イベントの開催や防災講座を積極的に実施しました。

また、みえ出前トーク等の防災講話、外国人住民を対象とした防災訓練、地震体験車による啓発、パンフレット等を活用した啓発などを各地域・企業・学校等において積極的に展開しました。



さらに過去の災害記録や防災活動記録の収集などを行い、「みえ防災・減災アーカイブ」として、平成27年4月から公開を開始しました。

県民の方々の「防災意識」を高め、「防災行動」へと結びつけるこれらの取組について、引き続き、地道に粘り強く実施していく必要があります。



（今後の取組方向）

木造住宅の耐震化については、引き続き、耐震化補助を実施します。特に、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向け、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携したきめ細かな支援を展開していきます。また、高齢者等住宅の安全・安心を高めるため、耐震シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るなど、さまざまな切り口から家屋倒壊による犠牲をなくすための取組を進めていきます。なお、部分的な耐震改修についての評価基準の確立については、国に対して要望を行います。

家具類の固定促進については、経済的負担が少なく、かつ比較的短時間で対策を講じることができる、有効な減災対策であることから、さまざまな広報手段を活用し、さらなる促進に向けた啓発を行っていきます。一方で、防災に関する県民意識調査によると、家具固定をしない一番の理由は「取付けに手間がかかるから」でした。県内には、自主防災組織が各家庭の家具固定等を実施しているなどの事例もあることから、このような取組の水平展開を進めることで家具固定の促進を図ります。

防災啓発については、みえ風水害対策の日（9月26日）、みえ地震対策の日（12月7日）に合わせ、「みえ防災・減災センター」や市町と連携し、県民の方々に防災・減災対策を常に必要なものと感じてもらうためのシンポジウムを開催します。

さらに、地域や団体等に対して平成27年度では累計500回を超え開催しているみえ出前トーク等による防災講話では、防災意識の向上や防災行動の促進につなげるための自主防災活動や個人備蓄の促進、地震被害想定調査の結果などについて引き続き周知・啓発を行います。

このほか、「防災の日常化」の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」において、次世代に伝えるべき災害の記憶や記録の収集に加え、地域の防災教育に活用可能なコンテンツを検討するなど、「みえ防災・減災アーカイブ」内容を充実します。

施策2 防災人材の育成・活用

●「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用

○自主防災組織リーダー等の人材育成

●女性防災人材の育成

○企業防災担当者の人材育成

●観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成

●市町、地域、企業等における防災人材の活動支援

●災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施

○消防職員、消防団員の教育訓練の充実

○民生委員・児童委員に対する研修の実施

○防災現場における男女共同参画の推進

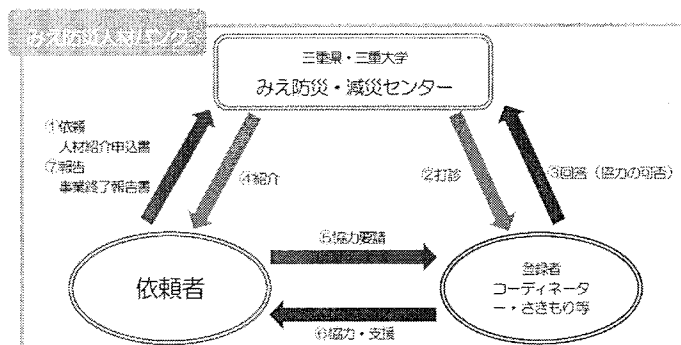
○みえの防災大賞の実施(再掲)

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

防災人材の育成については、女性の視点での防災活動が活発となるようみえ防災コーディネーターを女性中心に養成を行い、3年間で129名を認定しました。また、「女性を中心とした専門職防災研修」を実施し、3年間で116名が修了しました。

平成27年度からは、特に、地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の連携と充実強化を図るため、専門職防災研修に「消防団」分野を新たに設けるとともに、消防団との連携に取り組むことのできる人材育成を目的とした自主防災組織リーダー研修を開始しました。

このほか、育成した防災人材が、市町や地域の防災活動の場で活躍できるように設けた「みえ防災・人材バンク」の充実を図るため、バンク登録者の名簿を市町に提供し、地域等における防災・減災活動の支援を行いました。



観光事業者及び観光関係団体の経営者や実務者につ

いては、リーフレットを用いた意識啓発、専門家等による講演、県内の取組事例紹介、課題や解決策を検討するワークショップなどを開催し、観光客の防災対策について具体的に考え、行動を促すための人材育成を行いました。また、サミット開催時における地震・津波対策として「観光関連事業者のための災害対応力向上セミナー」などの観光関連事業者を対象とした研修を開催しました。

今後も、個々の防災人材の育成・活用に加え、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の機能強化と相互の連携を強化するための新たな仕組みにより、事業を推進していく必要があります。

（今後の取組方向）

防災人材が地域で活躍できる環境づくりについて、「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーターなどの防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」への登録を促進します。また、バンク登録者のスキルアップ研修を実施するとともに、防災人材に関する情報について、ホームページ等を活用し広く地域や県民に対して周知しながら、地域や住民の自主的な取組に対する支援体制を充実します。

地域・企業支援については、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携し、「みえ防災・減災センター」における相談窓口を活用し、企業防災への支援を強化

します。

また、引き続き、観光分野における人材育成についても取り組んでいきます。

施策3 防災教育の推進

- 防災ノート等の活用による防災教育の推進
- 学校防災リーダーの養成
- 防災に関する学校と地域との連携の推進
- 「学校における防災の手引」の活用
- 教職員研修の充実
- 家庭の耐震化につながる防災教育の実施(再掲)
- 幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施
- 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施(再掲)

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

児童生徒の発達段階に応じたより学習効果を高められる教材となるよう、小学生(低学年)版・小学生(高学年)版・中学生版・高校生版の4種類の「防災ノート」を活用し、全ての公立小中学校及び県立学校において、防災学習が実施されました。私立学校についても、実施されました。

教職員を対象とした研修については、初任者・6年次・11年次・新任管理職の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー等教職員研修と「みえ防災・減災センター」と連携した体験型防災学習の実践研修を実施しました。今後は、



学校防災リーダーと連携する教職員の能力向上を進め、学校における防災教育・防災対策をより一層推進していく必要があります。

学校と地域が連携した防災訓練等の取組については、平成27年度時点で88.3%の公立学校で実施されました。引き続き、学校と地域の連携を進める必要があります。

また、「学校における防災の手引」(平成22年3月)を改訂し、「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」等との整合を図るとともに、内容の充実を行いました。

さらに、防災教育の一環として、地震体験車を活用した体験型の啓発を、752校・園で行いました。啓発実施校・園数が減少傾向にあることから、市町や消防本部と連携しながら、地震に備えるための啓発を引き続き実施していく必要があります。

（今後の取組方向）

防災ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、指導者用資料の充実を図るとともに、「みえ防災・減災センター」等と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とした研修を実施していきます。また、市町教育委員会や県・市町防災部局等と連携して、学校と地域が連携した防災学習や防災に関する訓練等の推進に取り組みます。

また、学校における防災教育・防災対策を推進していくため、改訂を行った「学校における防災の手引」による研修等を行い、活用促進を図ります。

さらに、地震体験車を活用した啓発については、体験型の学習の機会として利用を呼びかけながら、引き続き学校等への派遣を継続します。

施策4 災害時要援護者への支援（予防対策）

- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進
- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
 - 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進
- 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進
 - 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進
 - 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進
 - 児童福祉施設の耐震化の促進
 - 災害時要援護者の避難に配慮した施設整備
 - 避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施(再掲)
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施(再掲)
 - 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
 - 民生委員・児童委員に対する研修の実施(再掲)

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

災害時要援護者の個別支援計画については、災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿を作成したうえで、その名簿情報に基づき策定することと

なったことから平成27年度時点で計画作成を完了している8市町を除く残りの市町は、同名簿の作成に取り組んでいます。今後は、引き続き、適切な支援を行い、支援計画の作成を促していく必要があります。

「Myまっぷラン」を活用した「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップ等地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市の2地区で新たに取組まれたほか、鳥羽市や紀宝町等でも取組が始まる等、平成27年度までに、合わせてのべ12市町で取組が行われました。現在のところ、主に県南部を中心に取組が行われているため、今後は県内へ広く展開していく必要があります。

災害時要援護者が参画した訓練の実施については、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への支援を行ったほか、障がい者や高齢者等を含めた地域住民、自主防災組織、ボランティアが連携した避難訓練、外国人住民を対象とした避難所訓練等を実施しました。今後もより多くの市町で取組まれるよう、さまざまな機会を利用して、働きかけを行う必要があります。

また、市町が進める高齢者・身体障がい者等世帯への耐震シェルター等の設置について、地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者避難対策推進事業により支援しました。

（今後の取組方向）

災害時要援護者個別支援計画の作成については、計画作成に必要な環境を整えるため、災害時要援護者を含めた住民の防災意識の向上を図るための研修会・講演会を開催するとともに、地域における支援ネットワークを構築するための避難支援者・関係機関・市町による支援協議会の開催など、市町の取組を支援します。

「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて、みえ防災コーディネーター等を地域の取組に積極的に活用することで県内への水平展開を図ります。

また、市町と連携しながら、災害時要援護者が参画した訓練や外国人住民を主な対象とした避難所訓練、外国人サポーター研修を実施します。

車いす利用者の迅速な避難など要援護者の避難を支援・補助するための用具についても、避難訓練での試行やシンポジウムでの展示など、さまざまな機会を捉えた普及啓発により、利用を促進します。

さらに、「みえ防災・減災センター」と連携し、災害時要援護者を講師とした講義を開催するなど、要援護者に対する理解を促進するとともに、市町等からの災害時要援護者に関する相談等へのアドバイスなども行います。

施策5 地震・津波に強いまちづくりの推進

- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消
- 緊急輸送道路の整備
- 道路啓開対策の推進
- 鉄道施設の耐震対策の促進
- 海岸堤防における地震・津波対策の推進
- 河川堤防における地震・津波対策の推進
- 港湾施設の防災・減災対策の推進
- 漁港施設の防災・減災対策の推進
- 水門・排水機場の耐震化の推進
- ^{りっこう}陸閘の開閉動力化の推進
- 下水道施設の耐震化
- 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化
- 漁船や養殖施設の減災対策の促進
- 老朽化した土地改良施設の修繕・補修
- 農業用ため池等における土砂災害対策の推進
- 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

高速道路等のミッシングリンクの解消に向け、勢和多気 IC～尾鷲北 IC 間となる約 55.3km が全線開通し、尾鷲熊野道路(Ⅱ期)が着工するなど進捗が図られました。一方で、未事業化区間が残っていることから、早期事業化に向け、一日も早い全線開通を国土交通省など関係機関に働きかけていく必要があります。

津波に対して壊れにくい構造とするため、海岸堤防について、脆弱箇所 200 箇所の補強対策については、当初計画を 1 年前倒し、平成 26 年度中に全ての補強対象堤防で対策が完了しています。河川堤防については津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所で対策を進める計画のもと、補強対策を進め、3 年間で累計 150 箇所の対策が完了しました。

また、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域や県北部の海拔ゼロメートル

ル地帯において、国直轄及び県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めました。さらに、農地海岸及び漁港海岸において、耐震対策を進めました。

引き続き、脆弱箇所等の計画的な補強対策や必要に応じた補強・補修を行うとともに、海岸高潮対策や河川改修等に合わせた耐震対策を推進する必要があります。

このほか、鉄道駅や鉄道高架橋の耐震化など鉄道施設の耐震対策、漁港施設の耐震対策、排水機場などの土地改良施設の機能保全対策、農業用ため池の耐震化等を新規に進めました。また、港湾施設については、老朽化・耐震対策工事を継続して実施しました。

引き続き、緊急性が高く早期に効果が発現できるハード施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。



（今後の取組方向）

高速道路等のミッシングリンクの解消については、引き続き、事業実施中の新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路Ⅱ期、新宮紀宝道路や熊野道路の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線の未事業化区間について早期の事業化が図られるよう関係機関に働きかけます。

河川堤防については、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を進め、河口部の大型水門等については、耐震対策を進めます。海岸堤防については、今後も適切な維持管理を行うとともに、引き続き耐震対策を進めます。また、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりに取り組みます。

また、鉄道施設や港湾施設、漁港施設、下水道施設、土地改良施設の耐震対策等についても、計画的に実施し、地震・津波に強いまちづくりを進めます。

施策6 重要施設の耐震化

- 公立小中学校の耐震化の促進
- 公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進
- 私立学校の耐震化の促進
- 県立学校耐震化完了に向けた工事の実施
- 県立学校の非構造部材の耐震対策の実施
- 災害拠点病院等の耐震化の推進
- 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進(再掲)
- 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進(再掲)
- 児童福祉施設の耐震化の促進(再掲)
- 放課後児童クラブにおける耐震対策の促進
- 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の促進
- 県有建築物の耐震化の推進
- 県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

公立小中学校施設の安全性を確保するため、校舎等の建物の耐震化や非構造部材の耐震対策の実施に向け、市町に対して補助制度の活用を働きかけるなど積極的に情報提供と助言を実施しました。この結果、平成28年4月1日現在で、校舎等の耐震化率は99.8%、吊天井等の非構造部材の耐震対策実施率についても69.6%となりました。

県立学校施設の非構造部材については、早期の完了に向け、耐震対策を継続して実施しました。また、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策についても対策工事を実施しました。今後も、計画的に実施する必要があります。

私立学校については、助成等により耐震化工事を促進した結果、平成27年度時点で耐震化率は94.9%となりました。

災害拠点病院等についても、平成27年時点で耐震化率は74.3%となりましたが、工事の進捗が遅れている病院もあるため、早期の工事完了に向け進捗状況を注視していく必要があります。

社会福祉施設の耐震化については、障がい福祉サービス施設及び高齢者関係施設では、すべての施設で完了しており、児童福祉施設は平成27年度時点で91.3%となっています。引き続き、施設の設置者等に対して、計画的な耐震化を促していく必要があります。

また、不特定多数が利用する大規模建築物等については、平成 27 年度時点で耐震化率は 88.0%となっています。引き続き、事業者に対して啓発及び支援を行っていく必要があります。

(今後の取組方向)

公立小中学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策については、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、市町に対して耐震化推進の必要性や現在の国の財政的支援制度について、積極的な情報提供を行ってまいります。

県立学校については、平成 26 年度に実施した非構造部材の点検結果をふまえ、早期の耐震対策完了をめざして、計画的に実施してまいります。

私立学校については、未耐震化の校舎等を有する学校法人に対して、引き続き耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人への支援を行います。また、新たに、屋内運動場等の天井等落下防止対策に取り組む学校法人への支援を行います。

災害拠点病院等の耐震化については、工事の進捗を確認していくとともに、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化に関する補助制度を周知するほか、国に対し補助制度の拡充について働きかけを行います。

児童福祉施設については、耐震改修等を促してまいります。

不特定多数が利用し、災害時に避難所として活用される大規模建築物等（ホテル、旅館等）については、引き続き、市町と連携し、早期の耐震改修等の着手を働きかけます。

施策7 安全な避難空間の確保

- 市町が進める津波避難路の整備促進
- 津波避難のための新たな施設、設備の整備促進
- 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進
- 災害発生時に避難路となる農道及び漁港関連道の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保
- 避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の確保
- 電線類地中化の推進
- ブロック塀の耐震対策の促進(再掲)
- 屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進
- 自動販売機の耐震対策の促進
- 防災上の支障となる空き家の対策にかかる市町支援の検討
- エレベーター閉じ込め事故対策の促進

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

地域減災力強化推進補助金の津波避難対策推進事業において、市町が進める津波避難路の整備、避難誘導標識や海拔標識の設置、ブロック塀の除去等に対して支援を行いました。

農山漁村地域における避難路については、農道や漁港関連道で整備を進めました。

また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所において、避難地や避難路の保全を行うために擁壁などの対策を進めました。

屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策については、年2回の「建築物防災週間」において、対象建築物へ立入調査を実施し、施設管理者等に対し啓発しました。その一方で、三重県屋外広告物条例施行規則を改正(平成28年4月1日施行)し、許可更新の際に必要な「屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書」の点検項目の追加や写真の添付を求める等、適正な点検が実施されるようにしました。

防災上の支障となる空き家への対策については、新たに施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき市町が定める「空き家等対策計画」への支援が必要です。なお、市町への支援の一つとして、「木造空き家除却工事補助事業」を創設しました。

引き続き、市町や住民等関係者との調整を行い、安全な避難空間の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

（今後の取組方向）

津波避難路の整備については、国の補助制度も活用しながら、市町の取組を支援していきます。

農山漁村地域において避難路となる農道及び漁港関連道については、早期開通に向け整備を進めます。

また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所について、引き続き、関係市町との連携を図り、避難地・避難路を保全する急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。

屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策について、特定行政庁と連携しながら、対象建築物のうち未対策のものについて啓発を行うとともに、引き続き粘り強く指導、働きかけを行っていくほか、ブロック塀の耐震対策や防災上支障となる空き家の除去・解体等についても、取組の促進を図ります。

さらに、空き家等の対策を必要とする市町が取り組む「空き家等対策計画」への支援については、関係部局と連携し、必要に応じて、情報の提供、技術的な助言、市町相互間の連絡調整等を行います。

施策8 企業防災活動の促進

- みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上
- 企業防災担当者の人材育成(再掲)
- 事業所等における業務継続計画(BCP)策定の促進
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成(再掲)
- 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進
- 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知(再掲)
- 企業向け防災対策融資制度の周知

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

企業の防災力を高めるため、「みえ企業等防災ネットワーク」において、企業防災研修を開催し、企業における防災人材の育成を行うとともに、同ネットワークにBCP普及分科会を設け、計画の策定を希望する企業に対して必要な支援を行いました。

また、企業や事業所からの要望に基づき、防災技術専門員、指導員を派遣し、みえ出前トーク等の防災講話を実施しました。

県内観光地の防災対策の推進に向けては、鳥羽市において、帰宅困難者対策

をテーマとした課題検討の場が設けられ、帰宅困難者受入の手引きの策定、市と宿泊施設との帰宅困難者受入協定の締結などの取組が進められました。また、紀北町において、緊急時の避難や避難後の対応をテーマとした課題検討の場が設けられ、アンケート調査や意見交換が行われました。

従業員の入団促進や勤務時間中の消防団活動に対し協力する「消防団協力事業所」については、取組を進めた結果、205 事業所となりました。

企業における防災活動を効果的に進めていくためには、引き続き、「みえ防災・減災センター」と連携するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」の活動を通じて、企業の取組に対する支援を強化していくことが重要です。また、観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、引き続き課題検討の場を設けるなど支援していく必要があります。



（今後の取組方向）

「みえ防災・減災センター」において、企業等を支援するために設置した相談窓口の充実を図るなど、企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携し、企業防災人材の育成、業務継続計画の策定促進、地域防災における企業の役割等についての検討などの取組を進めます。また、観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、研修会や防災講話の開催など、防災面からの人材育成を進めます。さらに、地域ニーズをふまえたテーマを設定し、具体的な課題の解決に向けた市町、事業者、関係団体等との検討の場を設けます。

施策9 産業保安の確保

- 石油コンビナート等防災アセスメント調査の実施
- 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底
- 危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

コンビナートの防災対策については、東日本大震災の教訓を基にした防災アセスメント調査や、平成 26 年の三菱マテリアル株式会社四日市工場の爆発事故をふまえ、見直した「三重県石油コンビナート等防災計画」を基に、事業所へ

の立ち入り調査等を実施し、フォローアップを行いました。

また、高圧ガス等製造施設の保安検査、立入検査等により、技術基準不適合等について指導を行うとともに、危険物取扱者を対象に保安講習を実施し、適正な取り扱い等を指導しました。

(今後の取組方向)

コンビナートの防災対策については、事業所への立入検査等により、見直した「三重県石油コンビナート等防災計画」の浸透を図ります。

また、引き続き、高圧ガス等製造施設の保安検査、立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を図るなど、事故の未然防止に取り組めます。

施策 10 災害対策本部の機能強化

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化
- 新たな防災情報プラットフォームの構築
- 三重県業務継続計画(BCP)の策定
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施(再掲)
- 図上訓練の実施
- 防災関係機関との連携強化
- 初動警察体制の強化
- 災害発生時における非常通信の確保
- 災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保
- 災害対策本部活動スペースの確保の検討
- 津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討
- 海底地震観測網を活用した情報の確保
- 職員の防災対策の推進
- 職員の情報伝達訓練の実施
- 職員の防災研修の実施
- 非常時に備えた通信統制訓練の実施
- 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成
- 交番・駐在所の防災機能の強化
- 災害時の出納業務の対応能力の向上

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

総合防災訓練については、各地域の課題に応じた訓練を地域住民の参加のもと、参加市町と協力して実施しました。今後は、実際に災害の発生が想定される場所、実動可能な人員、施設、資機材等を活用したより実践的な訓練を行う必要があります。図上訓練については、災害対策本部訓練や地方災害対策部訓練をそれぞれ実施しました。また、総括部隊各班において、活動マニュアルを作成し、各訓練において検証を行いました。課題として、各訓練で発生した反省事項の確実な改善を行うとともに、全県及び関係機関が一体となった組織的な対策を実施できる対応能力の向上が必要です。



職員防災一斉メールシステムを用いた情報伝達訓練を抜き打ちで実施し、非常時における県職員の迅速な情報伝達について検証したほか、課長級職員を対象とした防災研修を実施しました。

初動警察体制の強化を図るため、すべての警察署において非常参集訓練を実施したほか、交番や駐在所の防災機能を強化するため、避難誘導資機材等を整備しました。

災害対策本部活動に活用する情報収集の仕組みとして、熊野灘に展開されている地震・津波観測監視システム（DONET）を活用した津波予測・伝達システムについて、伊勢志摩サミットの開催決定を機に伊勢志摩地域を対象とした整備を行いました。

また、大規模災害時においても継続または早期再開する必要がある通常業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（三重県BCP）を策定しました。

さらに、発災時に、職員が災害対策本部において与えられた役割を担うことができるよう、職員の自宅の耐震化や家具類の固定等の状況について調査し、職員の防災対策についても推進しました。

今後も、災害対応力の充実・強化に向け、訓練を継続的に実施し、検証と改善を重ねていく必要があります。

（今後の取組方向）

災害対策本部の機能・態勢の確保・強化について、図上訓練を活用し、実践的対応能力のさらなる向上を図るとともに、総括部隊各班の活動マニュアルの検証や見直しを進めます。実動訓練においては、住民参加、関係機関等の連携

強化をさらに進めるとともに、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施します。また、情報伝達訓練及び課長級職員を対象とした防災研修を継続して実施します。

平成27年度に職員の自宅の耐震化や家具類の固定等の状況を調査したことから、その結果に基づき、職員の防災対策を推進します。

地震被害想定調査の結果をふまえ、津波浸水により庁舎への参集が困難になることが想定される地方部について、参集のあり方や代替参集拠点等の検討を地方部と連携して引き続き行います。

また、DONETを活用した津波予測・伝達システムについて、関係市町と連携し、県南部地域への展開を検討していきます。

さらに、三重県BCPについては、業務継続体制の検証と改善を行い、計画の実効性を高めていきます。



施策 11 災害時の情報収集・伝達体制の強化

●新たな防災情報プラットフォームの構築(再掲)

- 災害時における映像情報を活用した情報の共有化
- ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達
- 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進
- 災害時における迅速な被災状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保
- 市町の防災行政無線(屋外スピーカー等)の総点検の結果をふまえた改善
- 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進(再掲)
- 緊急速報メールの市町への導入促進
- SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した情報提供のあり方検討
- 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

災害情報を迅速に収集・伝達するための体制を強化するため、県警ヘリコプターテレビシステムを活用した映像の収集・伝達訓練や、公共土木施設の被災状況を把握するための建設企業との連携による訓練を実施しました。

被災建築物応急危険度判定コーディネーターについて、必要な研修会等を開催し、平成 27 年度時点で、全市町で必要人数を確保しました。

また、県、市町、消防本部等からなる防災行政無線運営協議会等による、県防災通信ネットワーク（地上系・衛星系防災行政無線と有線系設備）の維持管理により、正常な通信機能の確保に努めました。今後も、県防災通信ネットワークの正常な通信機能を確保していくため、適切に維持管理を行っていく必要があります。

県民への情報提供については、「防災みえ.jp」メール配信サービスの利用を促すチラシを携帯電話販売店等に設置する等、認知度の低い若い世代にPRを行ったほか、平成 27 年 6 月からは Lアラート（公共情報 commons）への情報提供を開始しました。また、全市町において、主要なキャリアである NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクの緊急速報メールの導入が完了しました。

今後はソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用を含めた様々な情報提供のあり方を検討していく必要があります。

（今後の取組方向）

県防災通信ネットワークについて、正常な通信機能を確保していくため、適切に維持管理を行っていきます。

災害情報収集や伝達体制の整備に向けては、引き続き、県警ヘリコプターテレビシステムなどの映像や画像を活用した訓練を実施するとともに、県防災通信ネットワークにおけるテレビ会議等の機能の活用を図ります。また、公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づき、情報伝達体制の強化に向けた訓練を実施します。

県民への情報提供の充実を図るため、気象情報や災害情報等について、より迅速かつ的確に収集や共有し、わかりやすく発信することができるよう策定した基本計画に基づき、三重県防災情報プラットフォームの構築を進めます。「防災みえ.jp」のメール配信サービスについては、各種会議・イベント等の場やさまざまな媒体を活用してさらなる周知を図り、登録を促進します。さらに、三重県防災情報プラットフォームにおいて、SNSを活用した情報提供を行うシステムを構築します。

施策 12 緊急輸送の確保と孤立の解消

- 発災時における集落の孤立可能性の把握
- 緊急輸送道路の整備(再掲)
- 緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進
- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消(再掲)
- 道路啓開対策の推進(再掲)
- 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
- ヘリポート、活動拠点に関する活用可能性の検証
- 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化
- 港湾施設の防災・減災対策の推進(再掲)
- 港湾機能継続計画の策定
- 漁港施設の防災・減災対策の推進(再掲)

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備を進め、全 14 箇所が完成しました。

平成 27 年 9 月には国、県、建設企業と連携し、情報伝達を目的とした道路啓開訓練を実施しました。

緊急輸送道路に指定されている県管理道路について整備を進めた結果、改良率は 94.5%となりました。

緊急時の物資輸送拠点とするため、漁港の耐震強化岸壁及び粘り強い構造を有する施設の整備を計画的に進め、耐震強化岸壁(1 漁港)と粘り強い構造を有する施設(1 漁港)の整備が完了したほか、津松阪港について、平成 27 年 10 月に港湾機能継続計画を策定しました。

災害時における孤立地区の解消に向けては、県内の孤立可能性集落の把握を行うとともに、地域減災力強化推進補助金の孤立化防止対策推進事業により、市町の衛星携帯電話や防災行政無線戸別受信機等の整備に対する支援を行いました。

また、地震被害想定調査の結果に基づく県内ヘリポートの活用可能性について、平成 26 年度から検討に着手し、平成 27 年度には「三重県防災ヘリコプター離着陸場一覧」において整理を行い、防災関係機関へ配布するとともに、緊急輸送ヘリコプターの継続運用に向け、東紀州(紀南)広域防災拠点における航空燃料備蓄貯蔵所の設計が完了しました。

引き続き、緊急輸送道路の整備、道路啓開対策の推進等に取り組む必要があ

ります。

（今後の取組方向）

引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢を強化するため、道路啓開訓練を実施します。

また、離島及び交通脆弱地にある漁港の耐震強化岸壁等の整備や漁港事業継続計画（漁港BCP）の策定を進めます。

集落の孤立化防止については、従前の衛星携帯電話や防災行政無線戸別受信機に加え、移動系防災無線の整備を新たな孤立化防止対策推進事業の補助メニューに位置づけて、市町への財政支援等を行います。

東紀州（紀南）広域防災拠点に、航空燃料備蓄貯蔵所及び航空燃料の備蓄等に必要となる資機材を整備します。



施策 13 広域応援・受援体制の整備

●広域防災拠点の整備・機能強化

- 災害時の支援等に関する協定の拡充
- 防災関係機関との連携強化(再掲)
- 近隣府県との連携訓練の実施
- 警察災害派遣隊の運用
- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化
- 市町広域火葬実施体制整備の促進

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

県内の5つのエリアに順次整備を進めてきた広域防災拠点は、残る北勢広域防災拠点（四日市市）について、各種法令手続きや関係機関との事前調整を行い、造成工事に着手するとともに、備蓄倉庫の設計、配備資機材の整備数量等の検討に着手しました。引き続き、適切な進行管理を行う必要があります。

本県が属する中部圏及び近畿圏内の府県との連携については、中部ブロック協議会広域連携訓練や近畿府県合同防災訓練等への参加により、近隣府県間の

応援・受援体制の構築に向けた連携強化を図りました。また、大規模災害時の応急体制の充実を図るため、自衛隊との意見交換を実施するなど、救出救助活動についての連携強化を進めました。今後とも、訓練等を通じ、防災関係機関との連携を強化していく必要があります。

災害時の支援等に関する協定については、物資等の緊急輸送、民間賃貸住宅の提供、放射線被ばくの防止、廃棄物処理、バスによる輸送、避難行動要支援者支援、医療対策、応急復旧対策などの協定を事業者団体と締結しました。今後も、企業、事業者団体等との協定の充実を進め、災害時における広域連携・支援体制の確立を図る必要があります。

（今後の取組方向）

北勢広域防災拠点については、平成 29 年度の完成をめざします。

広域応援・受援体制の連携訓練について、中部圏及び近畿圏で実施される訓練に参加するとともに、引き続き大規模災害時の応急体制の充実を図るため、自衛隊との意見交換を実施していきます。

また、警察の災害対応力を高めるため、中部管区内 6 県警察合同による訓練に参加し、県警間の連携強化を通じた災害対処能力の向上を図ります。

災害時支援協定については、各部局と連携して、様々な業種の団体との協定締結に向け、取組を一層進めます。

施策 14 医療救護体制の充実

- 災害拠点病院等の耐震化の推進(再掲)
- 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保
- 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討
- 災害拠点病院の訓練実施・参加促進
- 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保
- 救急告示医療機関の EMIS 参加促進
- EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有
- 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備
- 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保
- 地域における災害医療ネットワークの構築
- SCUの機能の確保
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)
- 避難所での衛生管理体制の確保
- 遺体を取り扱う体制の整備

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

災害拠点病院等での非常用発電機能の確保については、平成 26 年度末時点ですべての災害拠点病院が整備済となりました。

災害時に円滑な情報共有ができるよう、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への救急告示医療機関の参加を促進した結果、平成 27 年度末時点での参加率は、91.8%となりました。また、災害拠点病院、二次救急医療機関が参加した訓練を実施しました。



災害拠点病院の被災時の機能補完を目的とした情報伝達訓練には、平成 26 年度、平成 27 年度とも、目標を超える数の災害医療支援病院が参加しました。

今後とも、様々な訓練等により災害時の医療提供体制を強化していく必要があります。

災害時に医療を迅速かつ円滑に提供できる体制整備については、災害医療コーディネーターとともに図上訓練、総合防災訓練及び災害医療情報伝達訓練を実施するとともに、県内 4 地域で災害医療コーディネーター研修を実施する

などにより、災害医療コーディネーターの災害対応力向上を図りました。今後は、実践的要素に加え、知見を醸成する内容を講座に盛り込むなど、災害医療コーディネーターに対する研修等を充実していくことが必要です。

県内9地域に設置している地域災害医療対策会議を開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が、地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行うとともに、訓練や研修の実施を通して関係機関等との連携を促進しました。

SCUの機能確保については、地震被害想定をふまえた代替候補地において、その活用方法を検討する図上訓練を、平成25年度以降、年2回ずつ実施しています。今後の課題としては、連絡手段や人及び車両といった動線の棲み分けの整理が挙げられます。

避難所や救護所における医療ニーズを把握するため、災害拠点病院への傷病者情報伝達・搬送訓練を実施しました。引き続き、関係機関との連携を図りながら、必要な研修や訓練等を実施していく必要があります。

（今後の取組方向）

引き続き、各種訓練を通じて、災害拠点病院や災害医療支援病院等災害時に拠点となる医療機関との連携体制の強化を図ります。

また、関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対する災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、総合防災訓練や図上訓練、各地域で実施予定の情報伝達訓練等への災害医療コーディネーターの参加を促進します。

各地域での災害医療体制の整備については、地域災害医療対策会議を継続して開催するとともに、保健所・市町担当課長会議や担当者会議において、各地域の取組について情報共有を行う等、必要な支援を行います。

SCUの機能確保に向けては、引き続き、設置場所の津、伊勢の2箇所で、SCU設置訓練を実施します。

避難所や救護所における医療体制の検討については、引き続き、地域災害医療対策会議で検討、協議を進めます。また、保健所や地域防災総合事務所・地域活性化局職員を対象とした演習形式の災害医療対応研修を実施する予定です。

施策 15 市町防災力の向上に向けた支援

- 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施
- 「みえ防災・減災センター(仮称)」による防災人材等リソースの活用(再掲)
- 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援(再掲)
- 図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立
- 常備消防の充実強化
- 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
- 消防団の活動促進
- 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成(再掲)

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

地域減災力強化推進補助金により、津波避難対策推進事業や災害時要援護者避難対策推進事業等、市町の主体的な取組に対して支援を行いました。同補助金については、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難所における良好な生活環境の確保等の避難後を見据えた対策や、土砂災害対策、被災によって孤立した地域への支援対策を中心に、風水害対策も視野に入れた制度へと抜本的な見直しを行いました。引き続き、本補助金を活用し、市町への支援を続けていく必要があります。

市町の図上訓練、実動訓練への実施支援や職員向け研修等に、防災技術専門員、指導員を派遣し、市町の災害対応力の向上を図りました。

市町の災害対応力を強化するため、「みえ防災・減災センター」主催の市町防災担当職員を対象とした研修で、災害対策本部活動の初動対応の図上訓練を実施しました。

市町の消防力強化に向けては、市町・消防本部の消防設備等の充実強化や消防学校での消防職員、消防団員への教育訓練、さらに、消防団と自主防災組織の連携実務研修等により、地域における組織の役割分担や組織力を発揮するための新たな仕組みづくりに取り組みました。

今後とも、市町の災害対応力及び消防力強化のため、市町や消防本部向けの研修や訓練等の実施により支援を行っていく必要があります。

(今後の取組方向)

地域減災力強化推進補助金については、避難所における良好な生活環境の確保等の避難後を見据えた対策や土砂災害対策、あるいは被災によって孤立した

地域への支援対策等、風水害対策も重視した補助制度により、市町の防災・減災対策の進展を図ります。

市町の災害対応力の強化に向けては、引き続き、防災技術専門員、指導員を派遣し、市町が実施する図上訓練や実動訓練が、より実践的なものとなるよう支援を行います。また、「みえ防災・減災センター」と連携し、市町職員を対象とした実務に活用することができる知識・技能の習得を目的とした研修を実施し、人材の育成に取り組みます。

消防力の向上については、消防設備・装備等の充実とともに、消防学校と連携した消防職員、消防団員の教育訓練等の充実強化を図ります。また、引き続き、地域の中核を担う消防団と自主防災組織相互の関係づくりを促進します。

施策 16 災害時要援護者への支援（応急対策）

- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
- 福祉避難所の指定等の促進
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進(再掲)
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

福祉避難所について、課題の把握や対応策の検討等を進めつつ、市町における指定の促進に取り組んだ結果、指定あるいは協定締結している市町は 28 市町となりました。引き続き福祉避難所の確保を進める必要があります。

介護保険施設の防災対策について、東紀州地域の災害時相互支援協定を参考例とし、介護保険施設相互間の入居者の避難受け入れ体制等の構築に向けた検討を働きかけた結果、施設間



での災害時相互支援協定の締結が進みました。

外国人住民への支援体制の整備については、災害時外国人サポーター研修と外国人住民を主な対象とした避難所訓練の中で、「避難所情報伝達キット」の活用を図りました。訓練を実施した市町では、同キットが避難所へ設置される等の取組が進んでおり、今後も普及に向けて支援する必要があります。

また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練の実施に合わせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を実施する等、より実践的な訓練を行いました。

さらに、「避難所運営マニュアル策定指針」の水平展開について、地域防災総合事務所や地域活性化局と連携し、実践的なワークショップ等地域の取組への実地支援を行った結果、7市町20地区で取組が行われました。今後はより一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送れる体制を整備する必要があります。

（今後の取組方向）

市町における福祉避難所の確保は徐々に進んでいますが、さらなる福祉避難所の確保に向け、必要性や災害時における財政的支援措置等を会議等の場で市町に対し説明し、内閣府のガイドラインに基づき指定を促します。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設の災害時相互支援協定の締結については、東紀州以外の地域への水平展開を進めます。

また、大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業を継続するほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行います。

さらに、避難所単位の避難所運営マニュアル作成の取組については、前述の「津波避難に関する三重県モデル」と同じく、「みえ防災人材バンク」を活用することで、市町及び地域において広く展開していきます。

施策 17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

●女性防災人材の育成(再掲)

○防災現場における男女共同参画の推進(再掲)

●三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)

○男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)

○防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

男女共同参画の視点を持った相談対応への支援については、三重県男女共同参画センターが専門的知見を生かして「災害時における男女共同参画視点による相談対応マニュアル」を作成しました。



また、地域において、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用し、女性の視点を盛り込んだ避難所単位の避難所運営マニュアル作成の取組を支援しました。

女性消防団員については、県内で20市町、479名の団員数となりました。

引き続き、女性を中心とした人材育成及び発掘に取り組み、県内に多くの女性防災人材を輩出していく必要があります。

（今後の取組方向）

防災分野に女性の視点を取り入れるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、引き続き、女性防災人材の育成に取り組んでいきます。

災害時に男女共同参画の視点を持った相談対応が行われるよう、市町等へ「災害時における男女共同参画視点による相談対応マニュアル」の説明や周知を行います。

女性消防団員については、引き続き三重県消防協会と連携し、活動の活性化に向けた取組を進めます。

施策 18 避難対策・帰宅支援対策の強化

- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進(再掲)
 - 市町の避難整備計画作成の促進
 - 避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援
 - 避難者視点から見た災害リスクの見える化
 - 避難誘導等における危機回避
 - 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進(再掲)
- 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり(再掲)
- 観光客への対応を想定した訓練の実施
 - 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上(再掲)
- 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
 - 災害時帰宅支援ステーションの周知

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

「My まっぷらん」を活用した「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップ等地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市の2地区で新たに取組まれたほか、鳥羽市や紀宝町等でも取組が始まる等、平成27年度までに、合わせてのべ12市町で取組が行われました。現在のところ、主に県南部を中心に取組が行われているため、今後は県内へ広く展開していく必要があります。



帰宅困難者対策については、平成26年度に、新たに2団体との間で帰宅支援に関する協定を締結し、会員に対して災害時帰宅支援ステーションのステッカーを配布しました。

県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯における広域避難体制の検討について、県内における広域避難に関しては、平成27年11月に「桑員地区防災対策会議」を設置し、桑員地域2市2町間での広域避難のあり方について検討を行っています。平成27年度は、市町避難計画をもとに想定される広域避難者数を把握するとともに、避難先市町の受入施設候補を抽出し、あらかじめ避難元と避難先

を定めておくための調整等を行いました。これらの取組は、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会検討会議」において、構成員間で情報共有されました。

県境を越える広域避難に関しては、三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市からなる「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、広域避難体制の構築に向けて、各県での広域避難に係る取組と整合を図りながら取り組んでいます。

これらの取組に関し、帰宅対策については、協定締結先の拡大を、また、海拔ゼロメートル地帯対策については、桑員地域2市2町と引き続き検討を進め、県域を超える広域避難については、関係自治体と引き続き連携を図る必要があります。

（今後の取組方向）

「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて、みえ防災コーディネーター等を地域の取組に積極的に活用することで県内への水平展開を図ります。

災害時帰宅支援ステーションの周知等の帰宅困難者対策を引き続き継続するとともに、さまざまな業種へと拡大を図りながら、協定の締結を推進します。

県北部の海拔ゼロメートル地帯対策について、県内における広域避難に関しては、引き続き桑員2市2町と連携し、平成27年度に策定された関係市町の避難計画と整合を図りながら広域避難実施要領の検討を行い、広域避難の手順や広域避難者数、避難者の受入施設等具体的に検討を行っていきます。

県境を越える広域避難に関しては、引き続き関係県・市と情報共有を行い、各県での広域避難に係る取組と整合を図りながら検討していきます。

施策 19 避難生活の支援体制の充実

- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 福祉避難所の指定等の促進(再掲)
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進
- 給食施設災害時体制づくりの推進
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進(再掲)
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)(再掲)
- 避難所での衛生管理体制の確保(再掲)
- 応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)
- 応急的な住宅の確保(一時提供住宅)
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援
- 「ペットの災害対策ガイドライン」の策定・普及

(これまでの取組結果(成果)と今後の課題)

「避難所運営マニュアル策定指針」の水平展開について、地域防災総合事務所や地域活性化局と連携し、実践的なワークショップ等地域の取組への実地支援を行った結果、7市町20地区で取組が行われました。今後はより一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送れる体制を整備する必要があります。

避難所における栄養や食生活への支援については、平成24年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」について、市町栄養士に対する研修等を通じて活用の促進を図ったほか、災害時の給食マニュアル策定について、給食施設関係者に対する働きかけを行い、マニュアルを策定した施設の割合は、平成27年度末までに80.8%となりました。衛生管理体制の確保については、避難所における歯科医療救護に対応するため、歯科医師会とともに、災害時の対応や体制を確認し、訓練、研修等を行いました。平成27年度末時点で、10市町が地区歯科医師会と災害協定を締結しています。

また、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、平成27年6月に県・市町担当者会議を開催する等、応急仮設住宅建設候補地を地震被害想定調査の結果に基づき見直しました。引き続き、候補地を調査し、新たな候補地を確保していく必要があります。

県職員住宅等一時提供が想定される住宅について、円滑に供給が行えるよう手順を整理したマニュアルを策定しました。

（今後の取組方向）

避難所単位の避難所運営マニュアル作成の取組については、前述の「津波避難に関する三重県モデル」と同じく、「みえ防災人材バンク」を活用することで、市町及び地域において広く展開していきます。

避難所等における栄養や食生活への支援、衛生管理体制の確保については、引き続き、市町や関係団体等と連携して、継続した取組ができる体制の確立や、地域の状況に応じた対応ができる体制の整備に向けた取組を進めます。

災害時の応急的な仮設住宅の確保に向けては、市町における建設候補地の選定や台帳整備等を進めます。一時提供住宅については、円滑に被災者を支援できるように、さらにマニュアルを充実させていきます。

施策 20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

●災害廃棄物処理計画の策定

- ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有
- 水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有
- 下水道施設の耐震化(再掲)
- 下水道地震・津波BCP計画の策定
- 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化(再掲)
- 工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進
- 鉄道施設の耐震対策の促進(再掲)

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

災害廃棄物処理対策については、各市町に処理計画策定に向けた支援を行った結果、10市町が策定や見直しを行いました。また、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、対応マニュアルや一般廃棄物焼却施設のBCP（業務継続計画）等を整備しました。

水道施設については、水管橋の耐震化率が平成27年度末までに98.8%となり、工業用水道施設の水管橋の耐震化率は平成27年度末までに94.6%となりました。農業集落排水施設の整備については、平成27年度末までに61施設の整備が完

了しました。

大規模地震時の下水道処理場の機能継続や早期回復については、4浄化センター（北部・南部・雲出川左岸・松阪）における「三重県流域下水道事業継続計画」を策定しました。

今後とも、関係市町と情報共有を行うとともに、給水訓練等を実施し、応援体制の充実を図る必要があります。

（今後の取組方向）

災害廃棄物処理体制の強化に向け、県・市町等を対象に災害廃棄物処理に精通した人材を育成するための講座やセミナー、図上演習等を開催するほか、市町災害廃棄物処理計画の作成支援を行う等県・市町等の災害対応力を高めます。また、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められるよう、災害廃棄物処理に関する連絡会を開催し、相互協力体制の維持・強化を図ります。

水道施設及び工業用水道施設については、引き続き、施設改良計画に基づき、計画的な耐震化を進めます。農業集落排水施設の整備については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との連携を図りながら、施設の耐震化を進めます。

流域下水道終末処理場等の機能継続や早期回復が図られるよう、策定したBCPの精度向上に向け、意見交換や訓練等を実施し、継続的に修正等を行います。

施策21 ボランティア活動支援体制の充実

- 災害時のボランティア受入体制の整備(再掲)
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援(再掲)

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

現地災害ボランティアセンターのマニュアルが整備されていない市町を訪問し、整備の働きかけを行いました。平成27年度末までに、14市町で同マニュアルの整備が完了しました。

災害時支援活動団体については、災害時における被災者支援の研修・訓練等の実施により、平成27年度末までに73団体の登録がありました。

災害時の支援活動にかかる協定については、平成 27 年度末までに 2 団体と協定を締結することができました。

引き続き、平常時から市町、市町社会福祉協議会、NPO等、災害ボランティア関係機関の「顔の見える関係づくり」を促し、体制の強化を図る必要があります。

また、現地災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルが整備されていない市町に対し、引き続き働きかけを行う必要があります。

（今後の取組方向）

現地災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの整備に取り組む市町等に対して講師を派遣する等、整備に向けた取組を促します。

また、大規模災害時において県内外の災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制のあり方について、引き続き検討します。

災害時に備えて、平常時から市町、市町社会福祉協議会、NPO等の顔の見える関係づくりを促すとともに、引き続き、専門性やノウハウを有したNPO等の発掘に努めます。

加えて、災害救援以外の分野で活動するNPO等に対しても、専門性やノウハウを高め、災害支援活動に参画する意識の醸成を図るため、災害時におけるNPOの役割について考える機会を提供します。

施策 22 被災者の生活再建支援

- 住宅相談体制の構築
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進(再掲)
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積
- 企業向け防災対策融資制度の周知(再掲)
- 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

災害時に必要となる住宅相談体制の構築について、資金面については、住宅金融支援機構との間で締結した「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」について、災害発生に備えた情報交換・連携の強化、機構職員の派

遣、課題の事前調整等に係る規定を追加する等の見直しを行いました。技術面については、協力体制のあり方を三重県建築士事務所協会と協議するとともに、全市町に対して相談体制の事前構築の必要性について周知しました。

また、被災者からの健康支援等の相談に対応する体制を確保するため、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を地域で開催した研修会や訓練等において共有するとともに、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、「災害時こころのケア担当者会議」等を通じて周知しました。今後とも、健康支援にかかるマニュアルを活用した研修会や訓練等の実施を促進することが必要です。

事業者向けの融資制度の周知について、企業向け防災対策融資制度や農林漁業セーフティネット資金等の融資制度をテーマとした説明会を関係者に対して実施しました。引き続き、融資制度等の周知を図っていくことが必要です。

（今後の取組方向）

被災者の自宅再建等の判断を支援できるよう、地域の建築技術者や関係団体等との相談体制の構築を進めます。

被災者の健康等の相談体制の構築に向け、引き続き、健康支援にかかるマニュアルを活用した研修会や訓練等実施を促進します。

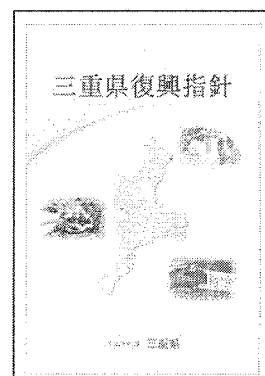
また、企業向け防災対策融資制度の説明会を継続して開催します。

施策 23 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

- 「三重県復興指針」の策定
- 住宅復興計画策定のための事前検討
 - 震災復興に関する市町への情報提供
 - 復旧・復興期にまで視野を広げた防災啓発の実施
- 地震津波に強い都市計画指針検討
 - 地籍調査の促進
 - 東日本大震災被災地での活動等の共有と活用

（これまでの取組結果（成果）と今後の課題）

東日本大震災の被災地等での状況調査、市町への意見照会、被災自治体が策定した復興計画等の情報収集、三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」での議論を経て、都道府県として初めてとなる「三重県復興指針」を平成 27 年度に策定し、公表しました。



地震・津波災害に強いまちづくりに向け、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）」を平成 27 年度に策定し、三重県都市計画審議会でご報告し、概ね了承を得ました。

発災時に「住宅復興計画」を迅速に策定するため、住宅再建等において想定しうる必要な施策や取組をとりまとめたマニュアルを作成しました。

地籍調査については、実施主体である市町への事業費補助及び三重県国土調査推進協議会等の研修会を通じた啓発、国への制度要望活動等を実施しました。また、調査休止中の 5 市町に対して事業再開に向けた働きかけを行いました。今後も事業再開に向け、市町に対し粘り強く要請していく必要があります。

東日本大震災被災地での支援活動等の共有について、三重県東日本大震災支援本部員会議を四半期ごとに開催し、その中で被災地派遣職員による活動報告や被災地訪問調査結果報告を行い、被災地の復旧・復興状況の把握に努めました。

今後も、震災の記憶の風化防止に努めるとともに、得られた教訓や知見を本県施策に反映していく必要があります。

（今後の取組方向）

「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）」について、パブリックコメントをふまえた必要な修正等を行った後、三重県都市計画審議会を経て、完成をめざします。

地籍調査については、津波浸水想定地域での調査の実施を促進するとともに、休止市町に対して、引き続き調査の再開を促します。

また、三重県東日本大震災支援本部員会議を四半期ごとに開催し、派遣職員等による報告を継続する等、被災地での業務を通じて得られた教訓や知見等の蓄積と活用に取り組みます。